

平成 27 年度予算地域住民生活等緊急支援交付金事業について

事業内容と実施方法は



野口 圓 議員

問 プレミアム付商品券事業について、以下同。 簡略な説明。 開始時期、有効期限、販売箇所、広報の展開方法。

答 産業経済部長 1万円に2,000円のプレミアム付商品券を43,000セット販売する。追加発行はしない。販売対象者は18歳以上の主に市民、利用店舗は市内事業店舗に限る。販売は早くても8月頃から、有効期限は販売開始から半年以内。商工会、市役所、各支所等を含めて約30カ所販売する予定。商品券事業のPRチラシを全戸へ配布するほか、市報、週報、市ホームページ等、持てる全ての広報手段を使い周知する。

問 ふるさと名物商品事業について、以下同。 簡略な説明。 開始時期、有効期限、販売箇所、広報の展開方法。

答 産業経済部長 インターネット及びカタログによる販売を予定し、宅配便で配達する。 開始は8月頃で、3,000万円の販売額に到達する時点まで行う。ホームページへの掲載のほかイベントでチラシやカタログを配布する。

問 3,000万円の販売額に対し、市の割引額負担が900万円で事務費が500万円と事務費が高額な理由。

答 産業経済部長 販売サイトの構築料と運営管理、カタログ作成費、消費喚起効果の測定経費も含まれる。

問 その他住民に直接支援となる事業について伺う。

答 産業経済部長 18歳未満の子が3人以上いる多子世帯向けに、一般向けプレミアム付商品券に



いばらきシニアカード

いばらき高齢者優待制度

3,000円以上乗せし、1万円で1万5,000円分の商品券を1世帯1セット限りで1,000セット販売する。

問 県による同類の事業との兼ね合いについて、以下同。

答 産業経済部長 重複は避けられるか。 県のプレミアム付宿泊券の説明。 シニアカード・キッズカードと市のプレミアム付商品券のダブル利用は可能か。

答 産業経済部長 県もカタログ及びインターネットによる県産品の販売事業を行う予定で、農産物など一部

商品は重複する可能性があるため、県事業と調整する。 県内の宿泊施設で利用できる額面5,000円券を50%割引し、2,500円で6万枚発行する

事業で、1人2枚まで購入できる。 利用可能な施設は今後の県の説明会で明らかになる。 双方の利用は可能。

国の「まち・ひと・しごと総合戦略について」

若者に対する就労支援の取り組みと予算、効果は

問 人口減少克服の長期ビジョンについて、以下同。 若年の就労支援の取り組みと予算。 前年比の金額。 20歳、40歳の未就労者の割合。 具体的な成果。

答 産業経済部長 県内の高校、大学の新規卒業予定者及び既卒未就業者を対象に就職面接会を開催する。 市内企業への就職促進のため、首都圏で市・県出身者等を対象に就職セミナー及び市内企

暮らしのゆとりについて

所得制限撤廃の検討を

問 マル福について、古河市は20歳までのマル福を所得制限なしで実施する。 県内では44市町の内33で所得制限が撤廃されている。 所得制限を撤廃した場合の金額と撤廃の意向。

答 保健衛生部長 仮に中学3年生まで所得制限を撤廃した場合、毎年3,100万円が必要になる。 笠間市は、所得制限を撤廃した市町村の多寡で政策を決めるのではなく、子育て支援の効果を検討した結果、所得制限を設ける一方で、さまざまな単独助成事業に年間約5,500万円を拠出している。 総合的にみれば、笠間市の政策は充実していると考えられる。



議員 畑岡洋二

筑波山地域ジオパーク構想について

地域への愛着心・まちの活性化が重要

問 筑波山地域ジオパーク構想認定見送りについて、以下伺う。
筑波山地域ジオパーク推進協議会の対応。認定の見送りへの笠間市の対応。笠間市の今後の活動方針。

答 市長公室長

推進協議会は日本ジオパークネットワーク（JGN）事務局と審査委員に見送り理由の確認を行った。また、9月末に長野県伊那市で開催されたJGN全国大会に参加し、他地域の状況等の情報収集を行った結果、全体構想、ストーリーが不十分、地形・地質遺産の保全への認識不足、サブテーマがわかりにくい、周遊性のあるジオツーリズムの構想がない、管理運営体制が不十分などの課題の把握と稼働中の探掘場そのものをジオサイトにできないことを確認した。協議会は平成28年3月の再

申請を決定し、全体構想とテーマの見直し、構想の柱の再構成、地域のゾーニング、ストーリーの再検討、民間を加えるといった体制の見直し等に取り組みできており、引き続き、協議を進める。市内ジオサイト候補地として、奇岩や奇石等のある吾国愛宕ハイキングコース、笠間城跡佐白山周辺、北山公園周辺、6千万年前のマグマ陥入でできた稲田石の産地の稲田地区等、連続と続く歴史と稀有な自然を体感できるジオサイトを今後整備していく。ジオパーク活動は自分が住む地域への理

解を深め、誇りと愛着心を醸成し、地域振興、交流人口の増加に寄与するまちづくりのツールであり、市内ジオサイト候補地の学術整理に加え、市民活動を支える庁内体制を強化する。そのため筑波山地域ジオパークサポーター加入促進、関係団体への参加協力依頼、パネル展示、ジオ講演会などを行うとともに情報発信にも努めていく。また、推進協議会の各種会議、勉強会、ガイド養成講座への参加、構成市と連携した事業の展開、JGN会員との交流や事業参加も引き続き進める。

涸沼川の整備について

県との連携を強化し整備推進を

問 平成3年度に建設省河川局所管事業「ふるさとの川整備事業」として認可された涸沼川の整備について、以下伺う。現在の整備事業の位置づけ。国、県、市、市民の役割。

答 都市建設部長

笠間地区市街地の1.3キロの区間がふるさとの川整備計画の認定を受け、市独自の持ち味を整備に取り入れ、治水対策の推進、自然の保全と育成、親水空間の創造、水辺の景観形成、まちづくりの一体化が計画された。石井北部寺崎区画整理事業では、公園や河川などが一体的

に整備されている。国は、国庫補助、適正化の審査、補助金交付など事業管理の役割、県は治水機能を確保し地域特性を生かした安心して暮らせる川づくり事業を実施し、完成後は維持管理を行う。市は県と連携し、涸沼川流域の河川整備計画や事業の促進、完成後の維持管理において、河川愛護の啓発に協力し合う役割。市民は河川の愛護心を育み、河川清掃など環境対策を推進する役割と認識する。

問 笠間大橋周辺整備について、位置づけ。青写真。

答 都市建設部長

平成22年度3月策定の茨城県涸沼川圏域河川整備計画では、友部地区のJR常磐線橋梁から笠間地区の国道50号橋梁までの約11.7キロの区間で順次整備が行われている。青写真に伴う計画はなく、県の県域河川整備計画で河道の確保、川幅や勾配等の計画が示されているのみ。

問 柳堰周辺整備について、位置づけ。青写真。今後。

観光事業振興について

積極的な交流・情報発信を

問 外国人観光客受入検討会の検討の進捗と今後について、伺う。

答 産業経済部長

26年度は合計3回の検討会を開催し、6月には先進地の成田市の視察を行い、8月に中間報告を取りまとめた。プロモーション活動として11月にベトナム・ホーチミン市で開催されたジャパンフェスティバル・イン・ベトナムに県と参加し、PRと現地旅行会社7社と商談を行い、笠間市へのツアー造成を依頼した。2月27日に第4回検討会を開催し、そこでの意見を受け取り、本年度の最終報告を取りまとめている。25カ所にWi-Fiを新規設置した。笠間観光周遊パスの車内アナウンスは今年度中

答 都市建設部長

柳堰は石井地区の用水堰として設置された固定堰のため、河川の流れの阻害要因となっている。治水及び河道を保持する計画で整備している。吸水槽を設けたポンプアップ形式の用水施設として整備し、その後現在の堰は撤去する。堰止めをしないことから魚道整備の計画はない。また、災害時に崩壊した法面は柳堰の整備とは別に随時修繕改修を行っていく。

問 笠間市協働交流研修員受入事業の効果と現状と今後の期待について伺う。

答 産業経済部長

言葉の壁があり、あらゆる面で異なる背景、価値観を持つ外国人と仕事をすることで、外国に対するものの見方、国際政治・経済への関心が高まるなど市職員は有意義な経験をしている。研修員が地域イベントに参加することで市民と交流し、市民レベルの国際親善にも寄与している。外国人旅行者受け入れにも外国人の目線でアドバイスを受けている。長期的には、両国と笠間市との交流機会に繋がることを期待している。



西山 猛 議員

行政機構と実務について

係争（裁判）事案の内容について

問 総務部各課の行政事務について、以下何う。行政指導で生じた裁判事案の担当課。笠間市が被告の係争中の事案の件数。係争事案の内容。裁判の経過説明。

答 総務部長

訴状の内容に直接関係する部署が担当する。2件。

問 市民生活部長

市民生活部環境

保全課所管の事務事業

に關し、二つの請求事案があった。原告から市の立入検査等を違法とする国家賠償法に基づく損害賠償請求事件、浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業の不許可処分を取り消しと許可処分を求められたもの。

問 原告が市の関連事業の指名競争入札に応札、落札している。

2月26日入札の下水処理場の汚泥運搬業務委託も原告が入っている。係争事案の原告を入札指

名することは実質和解ではないのか。

答 市民生活部長

裁判では論点を絞り議論している。和議ではない。

問 副市長

下水処理場の汚泥運搬業務に求められる機能を持つトラックの所有者という条件に合致する市内業者を選考委員会で審査、決定した。

問 裁判中で原告・被告の関係だということは全く考慮されなかったのか。また、当時の責任者の証人尋問は行われたのか。

裁判中では原告・被告の関係だということは全く考慮されなかったのか。また、当時の責任者の証人尋問は行われたのか。

行政区の見直しについて

区長制度の実態について

問 区長制度と住民の実態について、以下何う。現在の行政区の数。合併時からの区数の推移。制度の運営に伴う今後の問題点。

答 総務部長

笠間地区107、友部地区140、岩間地区71、合計318。合併時に319あった行政区は、平成18年度に友部地区で1増、岩間地区で2減の318に、平成20年度に笠間地区で1増、平成21年度に友部地区で1増で320になった。平成25年度に笠間地区で2区の統合で319に、平成26年度に笠間地区で2区の統合で318になり、現在に至る。合併時と比べ、現在は

問 副市長

市が裁判で訴えられている業者を入札制度から除外しているという規定は、地方自治法等に規定されてない。市は係争中の業者を指名参加資格制限に付けることはしない。他事考慮の視点から、その業者から提訴されたという理由をもつて排除することは市の行政としてあり得ない。

問 市民生活部長

当時の担当部長の証人尋問は要求されなかった。

区長制度の実態について

1行政区の減。小規模行政区の統合が進まない現状で、アパートや貸家等に同居する若年層世帯の未加入、高齢化による行政区を脱退する世帯が出ており、地域活動に影響が出てくる。

問 行政区数は50から上限200が適正という検討報告書が出たにもかかわらず、1行政区の減にとどまっている。合併によるインセンティブ提供を検討する余地はあるか。

答 総務部長

今のところ考えてない。

地域医療の充実化について

市立病院の役割について

問 県立中央病院の現状について、以下何う。同病院における科別医療。現在のベッド数。機構改革があった場合の改革後のベッド数。

答 市立病院事務局長

4月から再開する産科外来も含め、34診療科。一般病床475床、結核病床25床、合計500床。産婦人科を再開してもベッド数は変わらない。

問 市立病院の役割について、以下何う。国保病院を前身とする市立病院の本来あるべき役目。移転建て替え計画から現在までの経緯。新病院予定地の選定理由。（仮称）地域医療センターがさまと笠間児童館との連携。特別養護老人ホームとの連携。

答 市立病院事務局長

診療と健康診断、疾病予防の3任務は不変だが、高齢者の在宅医療を支援する後方支援病院、平日夜間・日曜など時間外の初期救急医療・診療を実施する役割。合併時、友部町から新市に引き継がれた笠間市立病院は老朽化、安全面の問題を抱えているため、平成26年6月に市立病院建設基本計画を作成、同年11月にはプロポーザル方式

により建設委託業者を決定し、基本設計を策定中。平成20年12月に策定した笠間市駅周辺整備活性化プランの友部駅周辺整備計画の中で、トータルな利便性から現在の予定地が選定された。年間3万人以上が利用する児童館の隣接地に保健センター併設の病院を建築することで、各種検診や予防接種などの母子保健サービスが身近に提供できるメリットがある。在宅医療に向けて切れ目のない連携が非常に重要で、病院は数多くの病院、福祉施設等と連携していく。



新笠間市立病院建設予定地

コミュニティFM局導入の可能性について

市民と行政のコミュニケーションツールとしてFM局導入の検討を



石松俊雄 議員

問 平成23年6月議会で、防災の観点から「情報伝達手段の一つとしてコミュニティFM導入の可能性」について質問した際の答弁は、「FM局は有効な手段だと思うが、笠間では一つの放送手段を持つていけばいいということにはならない。一次的な手段として防災無線があれば、二次的にはどういうものでカバーしていくのか、二次的にはどうしていくのかという複合的な観点で検討していきたい」だった。その後の検討の経緯を聞きたい。

答 総務部長 市や大子町が導入しているが、防災行政無線が整備されていなかった地域である。災害時の情報伝達の核となる手段を防災無線やFM局など、複数の情報媒体の中から検討した上で、地形的な条件や費用対効果などを考慮し、FM局を選択したということであった。笠間市では、合併前から笠間・友部地区は屋外スピーカーを、岩間地区は個別受信機を中心に、防災行政無線を整備しており、合併後も継続して使用している。県内の防災関係機関を結ぶ茨城県防災情報ネットワークシステムや国の全国瞬時警報システム（Jアラート）などが整備され、それらの緊急通信システムと市の防災行政無線との連動性など、防災行政無線の機能が多角化されてきている。また国で消防無線のデジタル化を進めており、次の段階として双方向通信や高速大容量通信など、通信機能の強化を進めようとしている。これらの状況を踏まえ、災害時の情報伝達の核となる手段を防災行政無線と考へ、コミュニティFMを別に整備するとはならなかった。

問 防災無線のデジタル化とコミュニティFMの費用対効果については、検討したのか。

答 総務部長 防災行政無線のデジタル化は、概算の総事業費約17億円前後、コミュニティFMは、設備投資が約5,000万円、ランニングコストが3,000万円、また既存の放送局に委託するよう形だと、新規の設備投資が約2,200万円、ランニングコストが1,500万円という調査結果が出ている。

問 費用対効果とは、建設費用とか設備投資費用だけではないが、つくばでもコミュニティFMが導入されているが、つくばや高萩の議会では、防災のためだけではなく付加価値の問題として、目が不自由で出歩けないという市民に対する、タウン情報や行政の情報を伝達していくという手段としても有効であり、そこも費用対効果の中にも含めるべきではないかというような議論があった。そういう意味で、防災だけではなく日常のコミュニケーションツールという観点からは検討されないのか。

答 市長公室長 新規に開局する場合と水戸市の既存放送局と業務提携する場合の二通りを検討してきたが、笠間市は中山間の地帯もあり、放送が全地域に行き渡るには相当の設備を要することから、緊急情報の伝達手段としては防災

行政無線を活用し、そのほか市ホームページと「かさめーる」により対応するという結論に至った。現在開局している自治体では、「FMだいいご」が開局費用として約3億円、運営補助金として年間3,000万円を、「FMかしま」が開局支援補助金として約5,500万円、番組放送委託料として年間3,600万円を自治体が支出している。笠間市では現在、地域情報を伝える手段としては、「かさめーる」やフェイスブックを活用している。まずはこれらの利活用について一層の周知に努めていきたい。

問 市民アンケートでニーズを調査するというのをやる考えはないか。

答 市長公室長 地域行政情報はホームページや「かさめーる」、フェイスブックなどの複数の情報発信媒体を活用し広く発信している。市民の盛り上がりがない現在の段階では、アンケート調査を実施することは考えていない。

問 何もやらないうということなのか。そういう事業をやりたいと、市長のタウンミーティングで発言している市民がいる。

答 市長公室長 コミュニティFMは市が運営することはできない。民間企業、NPO法人、その他の団体が構成することが義務づけられている。市としては十分に市民の意見を聞いていきたいと考えているが、コストが5,000万から1億円ぐらいかかるといわれているなかで、もう少し市民や団体、NPO法人などの盛り上がりがないと、コミュニティFMは成功しないと思う。そういう盛り上がりがあれば市としては何らかの検討はしていきたい。



2013年12月24日に大子町に開局した「FMだいいご」



横倉さん 議員

介護保険制度について

保険料の連続値上げ介護難民を生む介護保険制度改定

問 医療介護総合法施行後の介護保険制度について、以下伺う。

チェックリストによる安易な介護認定振り分けはやめるべきではないか。要支援1・2の訪問・通所介護を市町村事業へ移行するための必要経費は予算計上されているか。移行後、介護専門職への報酬、要支援1・2の利用者負担は、どうなるのか。サービス内容が現状が現状以上に維持するよう検討しているか。特養ホーム入所者は原則要介護3以上となるが、要介護者1・2の該当者は、相談を自粛するのではないか。現在の要介護度1・2の待機者数と入所の判断者及び入所できない人たちの具体的救済策。介護保険発足以前と以後の公費負担割合と笠間市の介護保険料の推移。国の負担を

25%から35%へ増、笠間市としても一般会計からの繰り入れで保険料値上げ抑制を求める。介護従事者への21%増の処遇改善の一方で、介護報酬は引き下げられ、事業者は介護報酬2.27%の減額になる。介護難民への市の対策は。

答 福祉部長

チェックリストは適正なサービスを実施することが目的。介護予防サービス給付事業約2億円の予算のうち、介護予防訪問介護・通所介護費用を計上しており、職員報酬は事業所が支払い、介護報酬は国で決定した。今後は実施する具体的なサービス内容と事業単価を検討する。改正の目的は排除ではなく、適正化。平成26年3月末時点で、申込者は市内15名、そのうち在宅者と入院者は79人。79人中、要介護1が5人、2が20人。各施設の入所判定会議で内容と本人の状態を確認するが、諸事情を考慮した特例入

東海第二原発問題について

現状では被ばくは避けられない、福島教訓を生かすべき

問 共同通信社の原発再稼働手続きアンケート「川内方式」に笠間市が「どちらかといえば妥当」と回答した理由。東海第二原発の再稼働の是非にも適用するか。笠間市は再稼働の

所の措置が設けられている。新たな施設への申し込みが再申込みをしながら判定会議の判断を待つことになる。公費負担割合を一概に述べることはできない。介護保険料の推移は、1期は合併前の旧笠間市の保険料(平成12(14年)25550円)5期(24(26年)の44000円。国への要請や給付への充当を目的とした繰り入れ等は考えていない。事業者への影響は少ないと考えるが、特徴ある事業内容、職員の質向上で利用者の確保ができれば経営難は回避可能と考える。市内の住宅系介護サービス事業所の利用状況は事業所により差はあるが、サービス別の平均利用率は余裕があるので、希望するサービスを利用できると考えている。介護職員の不足が起きないよう専門職員の人材育成や質の向上にできる限りサポートし、適正な介護職員の確保を支援する。

同意を得る地元範囲に入るか。東海第二原発が国の審査に合格した場合の再稼働の是非に関する市の回答とその理由。議会請願の議決をどう踏まえ、安全性とは無事故、放

射能の放出をしないことと考えるが、判断基準の一つ、原発の安全性内容における市の考えを伺う。

答 総務部長

鹿児島県では、地元の同意手続について完了したとしている手続以外に周辺を含めた地元自治体と事業者との間で安全協定などのさらなる手続を定めていないこと。現時点で判断できる段階にない。入らない。再稼働に対する地元同意手続などを定める必要性、県からいまだ避難先が示されていないなど、判断条件が整っていないため「判断できない」と回答。

現時点では判断できる段階に至っていないことから議会請願を踏まえる状況にはない。原子力規制委員会が審査する新規制基準への適合性と避難計画の策定が不可欠であり、健康に影響を及ぼすと思われる放射性物質を放出させないよう安全対策首长会議における安全協定見直しの協議や事業者申し入れしている。

問 被ばく防止対策として、再稼働する場合、原発から放射性物質を放出しないよう義務づけることを市から事業者・国に働きかけるべきではないか。被ばくから妊婦、子どもたちを

守るため、避難壕を確保するべきではないか。事故による経済的損失の推計と市が事故前のなりわいを取り戻す費用の推計。福島原発事故の責任者と責任負担者は誰か。原発事故による被ばく者に法的救済の仕組みが必要ではないか。30キロ圏外でも被ばく防止の避難計画は必要ではないか。

答 総務部長

原子力施設から発生する放射性物質の気中への放出限度は法令等により定められた範囲内において、県及び所在自治体との間の安全協定により、放出量管理の目標値が設定されていることから、市が国・事業者に働きかけることは考えていない。UPZ等における防護措置として全住民が一般的な家屋等への屋内避難を想定しているため、避難壕等の確保は考えていない。想定してない。福島島の損害賠償は東京電力や政府出資の原子力損害賠償廃炉等支援機構が行っている。国の施策の範囲であると考え。UPZ範囲外の防護措置を短期間における解除を前提とした屋内避難と位置づけることになる。

【教育行政について】

その他の質問

